

## 国連の集団的安全保障とオーストリアの永世中立

——日本の安保「常任理入り」・PKO問題を考える一素材として——

渡 辺 久 丸

### 一 はじめに

本稿は、なぜ、このテーマに取り組むのか。まず、はじめに、その趣旨について簡潔に説明をしておきたい。とりわけ一九九〇年代の半ば(国連創設五〇周年)前後から、わが国は、軍事・政治大国化をめざし、PKO法(一九九二年)の凍結部分(PKF)を解除し、国連の安保理「常任理事国入り」を強くアピールしてきていることは、改めていつまでもなく、周知のとおりである。<sup>(1)</sup>

しかし、「常任理入り」の条件としてPKOへの全面参加で実績づくりをすることは、アメリカの要請でもあることが看過されてはならない。最近、アーミテージ氏やナイ氏らも、昨年一〇月に超党派で出し、現政権の安保政策に影響を与えている提言「米国と日本 成熟したパートナーシップに向けて」のなかで、集団的自衛権の行使を解禁し、有事立法の制定も含む新防衛ガイドラインの実施などいくつかの点にわたって、これを行っている。その中の一つに「平和維持・人道的救援活動への全面的参加。日本は、一九九二年に自ら課した制約(PKF)を取り払い、他の平

+ +

和維持活動参加諸国に負担をかけないようにする必要がある<sup>(2)</sup>」<sup>(2)</sup>、などとする提言もあるからである。

しかし、わが国の場合、そもそも「常任理入り」(またはPKO全面参加)は、憲法上、容認されるのかどっか。

国連憲章の規定(四七条)からみて、常任理事国には、特別に軍事的義務が課せられているのは明白である。「安保理の下で、理事会の自由に任された兵力の戦略的指導に責任を負う」(同条)軍事参謀委員会にその構成メンバーとして「参謀総長<sup>(3)</sup>」の派遣を義務づけられているのは、常任理事国だけだからである。しかも、この軍事参謀委員会が国連軍の規定を具体化すべく一九四七年に提出し、同年に安保理で承認された「国連加盟国により安保理の利用に供された兵力の組織を取りしきる一般原則」によれば、安保理常任理事国は、これらの兵力の主要部分をまずもって提供する義務がある(一〇条)——逆に、常任理以外の国連加盟国による貢献は、かならずしも兵力によるものでなくてもよい(一四条)——からである。<sup>(4)</sup>

このようにみえてくると、「常任理入り」は、自衛隊を海外に派兵させ、武力行使に道をひらき、明文改憲に行き着かざるをえない。これでは、一体、日本は、そもそも一九五六年に国連にいかなる加盟の仕方をしたかが改めて問われねばならないことになる。先の「……一般原則」(一四条)を根拠に、当時、日本が国際連合に加入した場合において、「<sup>(5)</sup>「便益や援助をもって強制措置に参加すれば足りるわけで、かならずしも軍隊を提供することを必要としない」とする論があった。

たしかに、朝鮮戦争では、この論も指摘するようになり、日本は、「兵力」以外の強制措置である「便益と援助」(憲章四三条)でかなり強力に国連に強力した。しかし、これらの強制措置も、軍事的性格をもつ以上、非軍事平和主義原則の憲法とは原理的に両立しえない。岡崎外相は、国連加盟申請書簡(一九五二年六月一六日付)において、「日本国政府は、国際連合の加盟国としての義務を、その有するすべての手段をもって (by all means at its disposal) 履行

することを約束する」<sup>(6)</sup>と表明したが、この平和原則に照すならば、「すべての手段」からは、兵力提供などを含む一切の軍事的性格のものは排除されているものと解されなければならない。

ともあれ、憲法第九条が、非武装永世中立主義のプリンシプルを含んでいる<sup>(7)</sup>とするなら、オーストリアの永世中立国家が、国連に加盟する際に(三)として非常任理事国入りする際に(四)これを容認するためにどのような法理論を展開したのかを改めて調査・検討することは、日本の「常任理事国入り」問題を考えるのに、多少とも役立つところがあるのではなからうか。

このような問題意識からこのテーマは、設定されたが、論述の順序としては、まずオーストリアの永世中立の成立(二)の問題から稿をおこしいかねばならない。

- (1) 日本の常任理事国入り問題の歴史的フォローについては、詳しくは、R・ドリフテ『吉田康彦訳『国連安保理と日本』岩波書店・二〇〇〇年。
- (2) 米国防大学国家戦略研究所特別報告書「米国と日本 成熟したパートナーシップに向けて」国際情報資料14 (二〇〇〇年一月二十五日)・五四頁。自民党国防部会「わが国の安全保障政策の確立と日米同盟——アジア・太平洋地域の平和と繁栄に向けて——」(平成十三年三月十三日)『憲法運動』通巻三〇〇号・九頁。なお、北岡伸一「日本の安全保障——冷戦後一〇年の地点から」外交フォーラム一九九九年特別篇・三二頁中同頁。
- (3) アメリカでは、general admiral の高級軍人 *Admiral* cf. Brun Oro Bryde, Art. 47, in: Bruno Simma (ed), The Charter of the United Nations, A Commentary, 1994, p. 646.
- (4) 坂田明『国連 その原点と現実』新日本出版社・一九九五年・一三四頁—六頁。
- (5) 横田書三郎・尾高朝雄『国際連合と日本』一九五六年・三八二頁。
- (6) R・ドリフテ・前掲書・一九頁所引による。
- (7) 田畑忍「日本の永世中立について——日本国憲法第九条の平和規定と永世中立主義の問題——」同志社法学・六六号・六頁。

## 二 オーストリアの永世中立の成立

改めていつまでもなく「モスクワ覚え書」(Moscow Memorandum vom 15. April 1955)、「国家条約」(Staatsvertrag vom 15. Mai 1955)および「永世中立憲法」(B-VG vom 26. Oktober 1955)の三者が、歴史に論理的に相互に関連しあっていることは、多くの論者が説くところである。<sup>(1)</sup>これらの相互の関連のなかでオーストリアの永世中立(憲法)の成立を改めて確認しておくことが、三以下の展開の前提としておかれた本章の課題である。

### 1 モスクワ覚え書と永世中立

ドイツに一九三八年に「併合」されたオーストリアは、第二次大戦後、ソ連など四ヶ国の連合国によって一〇年間、占領された。この間、「特に、ソ連がその占領地区を分離し、オーストリアが分割されるといふ危険が存在しただけに、国家の統一維持と独立が至上命令」<sup>(2)</sup>の国民的課題であった。紆余曲折を経ながらも、この課題の現実化にむけて決定的に道を開いたのは、オーストリアが永世中立の地位に立ち、「併合」——ドイツとの政治的・経済的統合——を禁止する条約が満足のゆくものになるならソビエト軍を早期に撤退してもよいとする一九五五年二月のモロトフソ連外相声明をきっかけに、その二ヶ月後にオーストリアとソ連との間で政治的に合意された、いわゆる「モスクワ覚え書」<sup>(3)</sup>である。<sup>(4)</sup>

この「覚書」は、オーストリアの完全独立の条件として「永世中立」をいかにうたっているか。「覚書」は、二部から成り、第一部(I)は、オーストリア側の義務、第二部(II)は、ソ連側の義務について、規定している。

モスクワ覚書I

- (1) 一九五四年ベルリン会議で、軍事同盟に参加せず、またその領域に「外国の」軍事基地の設置を許さないと既にオーストリアが行っていた宣言の意味において、オーストリア連邦政府は、スイスが維持している型の中立を永久に実施するよう、オーストリアを国際的に義務づけるような形の宣言を行う。
  - (2) オーストリア連邦政府は、国家条約批准後直ちに連邦憲法の諸規定に従って、前記の宣言を、議決に付すべく議会に付託する。
  - (3) 連邦政府は、議会の承認したその宣言の国際的な承認を獲得するために、適切なあらゆる措置をとる。
  - (4) オーストリア連邦政府は、四大国による国家領域の不可侵と領土保全の保障を歓迎する。
  - (5) オーストリア連邦政府は、フランス、イギリス、アメリカの各政府から、かかる保障宣言を獲得するよう努力する。
  - (6) ——省略
- モスクワ覚書II
- (1) ソビエト政府は、遅滞なくオーストリア国家条約に署名する用意がある。
  - (2) ソビエト政府は、国家条約発効後で一九五五年二月三十一日より遅くない日に四大国の全占領軍がオーストリアから撤退することに同意している旨を宣言する。

- (3) ——省略
- (4) ソビエト政府は、オーストリアの中立宣言を承認する用意がある。
- (5) ソビエト政府は、——スイス型に従って——オーストリアの国家領域の不可侵と領土保全の四大国による保障に参加する用意がある。

「覚書」に直続するその後のプロセスに照らしみると、独立の課題 (I—(4)・(5)およびII—(1)・(2)・(5)) は、国家条約で、永世中立の課題 (I—(1)・(3)およびII—(4)) は、永世中立憲法で、それぞれ、かなりの程度に現実化された

+ +

——ただし、四大国による保障 (I—(4)およびII—(5)) の部分は実現されなかった——ことが知れる。「覚書」のなかで、オーストリアが自発的に求めてきたこの二つの課題が不可分離に併記されたのは、NATOというヨーロッパの国際環境のなかでは、とりわけソ連にとっては、地理的にも政治的にも東西ヨーロッパの接点に位置するオーストリアを非同盟・中立にしておくことが、その独立のための不可欠の条件であったからである<sup>6)</sup>。

2 国家条約と永世中立

「モスクワ覚書」の一ヶ月後に、オーストリアと四ヶ国の連合諸国との間で「国家条約」が締結された。直ちに議会の必要な批准手続がとられ、効力を発し、それから九〇日後の一九五五年一〇月二十五日に占領軍はすべて撤退した。サンフランシスコ条約にセットされた日米安保により、いま、なお、在日米軍が「占領軍」から名称を「駐留軍」に変更して居座りつづけているのとは対照的である。

ともあれ、これにより、ナチスによる「併合」から一七年ぶりに、オーストリアは、独立・民主共和国として完全な主権を回復することになった。では、この「国家条約」(以下、単に「条約」)は、永世中立をどのように位置づけているのか、いないのか。

「条約」は、オーストリアの永世中立については、何ら含意していないとするのが、通説的理解である。ちなみに、たとえば、J. L. Kunz は、そのうえで、「ウァーレンデ、Molotov は、四国は、『スイスが維持している型のオーストリアの永世中立の声明を尊重し遵守すべし』と提案した。西側は原則的に異議はなかつたが、このオーストリアの宣言の形式とテキストを待つことを選んだ<sup>7)</sup>」と述べている。

たしかに「条約」自体に即してみると、直接に永世中立に言及しているところはない。中立は W. Hummer が指

摘するよつに、「条約」が成立するための政治的な必然的制約条件であつたけれども、中立宣言は、国際法的には独立した国家によつてのみ自主的に発せられたからである。そのためには、オーストリアは、まず「条約」を締結し、主権を回復し独立する必要がある。「条約」は、永世中立の法的前提であつたのである。

しかし、「条約」と中立は、このように関連し合つてはいるだけではない。その第四条は、「併合の禁止」と題し、一項では、「同盟・連合諸国は、オーストリアとドイツの政治的または経済的統合を禁止することを宣言する。オーストリアは……いかなる形態であれ、ドイツと政治的または経済的統合に参加してはならない……」<sup>(9)</sup>と述べているからである。

このような政治的・経済的統合禁止条項は、中立の保障に役立つところがまったくないというわけではないだろつ。この意味では、「条約」と永世中立について、これをまったく無関係なものとしてとらえることには、いささか疑問を感じないわけではない。もちろん、条約を永世中立を保障したものと解することもできない。<sup>(10)</sup>

### 3 永世中立憲法の成立(一九五五・一〇・二六)

オーストリアが、自主的に永世中立を国是として採用したのは、「国家条約」による主権独立に基づくものである。まず、その永世中立の成立経過について略述すれば、「条約」は、一九五五年六月七日に国民議会で全会一致で承認され(六月二日の主要委員会の提案を受けて)、七月二十七日に発効し、これから九〇日後の一月二五日に全占領軍の撤退が完了し、名実とも独立した翌日の二六日に国民議会によって「永世中立憲法」が成立をみることになる。

この憲法は、周知のよつに、非軍事同盟・中立の義務、外国の軍事基地設置の禁止などを規定しているが、六月七日の「永世中立国民議会宣言」に基づき、その立法化であるから、「モ覚書」の政治的履行約束をそのI—(1)・(2)

+  
+

「国内法的側面」において果たしたことになる。さらに、永世中立(憲法)を国際法的にも有効なものにするために、「モ覚書」のI—(3)の具体化に取り組む。

一九五五年一月一四日に、オーストリアは、外交関係をもつていた六五ヶ国に永世中立を求める「通知」を出し、安保管任理事国を含む多くの国から「承認」(ないし「承認」を得たからである。これによつて、「永世中立宣言・憲法」による義務<sup>(11)</sup>は国内法的なレベルから国際法的なそれへと広がることになる。支配的見解によれば、オーストリアと(明示的または黙示的)「承認」諸国の間にならびそれら相互間に、契約または準契約関係として判定されるべき多边的関係が成立する。<sup>(12)</sup>この関係は、オーストリアに対しては、永世中立国家のあらゆる国際法上の義務を履行するよつ義務づけ、他方、その他の国に対しては、オーストリアの永世中立国家を尊重するよつ義務づける。

また、オーストリアの永世中立は、単に(1)「宣言・憲法」によつて規定されるだけでなく、(2)「モ覚書」によつても規定され、その履行約束を果たすものであるとするのが、通説「モ覚書」I—(1)(2)および(3)の不可分性<sup>(13)</sup>である。しかし、反対説によれば、(1)のみにおいて、オーストリアの永世中立は、規定され、成立する。従つて、それを放棄する場合には、——儀礼的には「承認」国に対してそれを「通知」する必要性を認めるとしても——永世中立憲法を廃止する国内法的手続のみで足りることになる。<sup>(14)</sup>(通説では「承認」国の了解、少なくとも「通知」は、必要となるであらう)。

通説によれば、他国によるオーストリアの永世中立の「承認」は、その永世中立を尊重するよつ承認国を義務づけるから、次章でみる如く、その国連加盟を容認する基礎になる。事実、「永世中立憲法」から二ヶ月足らずの同年一月中旬に、オーストリアは、安保管の全会一致の推薦によつて総会で圧倒的多数で加盟を認められた。これは、占領四大国が、「国家条約」で加盟支持をつたつたことの履行の意味をもつものである。

以上のよつにみてくると、「モ覚書」、「国家条約」、「永世中立宣言・憲法」、「国連加盟」は、一連の相互に関連し

た戦後処理の平和的解決の最終的なプロセスを示しているようにおもわれる。オーストリアは、こうして独立したにもかかわらず、永世中立国なるがゆえに、国連に「加盟」しうるかどうか、さらには「安理入り」は可能なかどうか——をめぐって、とりわけその法理論に焦点をあてて少しく紹介し、検討するのが、次章以下の課題である。

- (1) たむら、H. F. Köck, A Permanently Neutral State in the Security Council, in: CIJ, Vol. 6, 1973, p. 151
- (2) リンルト・F・キック「民族のマイナリティ」大西種夫ほか編『オーストリア』早稲田大学出版部・一九九六年・五〇頁
- (3) D. Kennedy/Leopold Specht, Austrian Membership in the European Communities, in: HILJ, Vol. 31, NO. 2, 1990, p. 413. G. Stourzh, Zur Geschichte der österreichischen Neutralität, in: Österreich: in Geschichte und Literatur, Juni 1961, S. 283
- (4) キックス、G. Stourzh, 'Im Einheit und Freiheit, 1988, S. 667f. なお、A. Verdolj, Die immerwährende Neutralität Österreichs, 1978, S. 31, 32, 33の「憲法は、国際法上の条約ではなくて、また挙げられた措置にまつはじめて国際法的拘束力を根拠つける目的をもって、両国の代表団の間でなされた政治的合意である」。
- (5) 訃文は、伊津野重雄『永世中立と国際法』学陽書房・一九八二年・二〇五頁以下を参考にしている。
- (6) 矢田俊隆ほか『オーストリア・スイス現代史』山川出版社・一九八四年・一八〇頁。なお、オーストリアが、一九五二年に永世中立をインキを介して中立国主義の立場を捨てたことについては、cf. G. Stourzh, The Origins of Austrian Neutrality, in: Alan T. Leonard (Hrsg.), Neutrality: Changing Concepts and Practices, 1988, p. 42f.
- (7) Josef L. Kunz, The State Treaty with Austria, 49 A. J. I. L. 1965, p. 538 工藤美和尋「オーストリア永世中立の成立過程」政経研究八巻一冊・一九七一年・一五七頁
- (8) W. Hummer, Der internationale Status und die völkerrechtliche Stellung Österreichs seit dem Ersten Weltkrieg, in: Neuhof, ua. (Hrsg.), Österreichisches Handbuch des Völkerrechts, Bd. I, 3A, 1997, Rz 2746
- (9) キックス、G. Stourzh, a. a. O., S. 687
- (10) W. Hummer, a. a. O., Rz 2751 Friedrich Kojas, Rechtliche und politische Aspekte der österreichischen Neutralität, in: Europäische Rundschau, Vol. NO. 19 (2), S. 57
- (11) 条約が永世中立を保障したものの懸念は若干の懸念はつづいて、cf. Kennedy/Specht, op. cit. p. 415

+  
+  
+

- (12) 中国のブルジョアは、通知を受けないで外交関係の樹立の際に一九七一年と一九八一年に承認した。Vgl. F. Cede, Österreichs Neutralität und Sicherheitspolitik nach dem Beitritt zur EU, in: ZRPV, 1995, S. 144
- (13) Wimmer, a. a. O., Rz 2763
- (14) H. F. Köck, Die Neutralität als Bestandteil der österreichischen Verfassungsordnung, in: JÖR, 1981, S. 229
- (15) Verdolj, a. a. O., S. 32f. 註「中立的」を和むべし重説は、
- (16) F. Ermacora, Österreichischer Staatsvertrag und Neutralität, 1957, S. 108ff.
- (17) Wimmer, a. a. O., Rz 2804 現在では、EU加盟による永世中立の動搖を背景に、むしろこの反対説の方が有力のちひである。

### 三 国連加盟の法理論——国連加盟と永世中立は両立しうるか

国連憲章によれば、加盟国の地位は、憲章が規定する「諸義務を受諾し、且つ、この機構によってこれらの義務を履行する能力及び意思があると認められる他のすべての平和愛好国」(第四条一項)に認められるものである。オーストリアはその永世中立国家の地位と矛盾せずに、憲章上の「諸義務を受諾し」——六〇年代以降の小国家の国連加盟は、実際上はこの要件と関係がない——加盟国の地位を獲得しうるのか。

この問いは、オーストリアがすでに一九五五年に加盟を果たしている以上、もはや実践的には意味がないかもしれない。しかし、オーストリアの政府も学説の多くも永世中立国家の地位と加盟国のそれとを両立しうるものにとらえている。そのうえに立って、政府は、国連において、可能なかぎり、永世中立国家としての独自性を保持し独自の役割を果たしてきているのだから、非軍事平和主義の憲法をもつ日本にとっても参考になりうるはずである。この両立性問題について、簡潔にもせよ、改めて学説を概観するゆえんである。

1 否認説

一九四五年国連創設時における憲章（第二条五項）審議の際にフランス代表（Paul Boncour）がサンフランシスコ会議の当該委員会で永世中立と国連加盟との非両立性を明記すべきと提案を行ない、採択はされなかったが、その趣旨は総会で国連の黙示的了解事項となった。<sup>(3)</sup> それ以来、それらの両立を原理的に否認するのが通説である。しかし、オーストリアの学者、たとえば A. Greber や S. Stadmeier は、このフランス提案に基づく委員会報告を分析し検討した結果、永世中立と国連憲章第二条五項との不一致は未決着と結論つけている。報告によれば、本質的に永世中立の地位は、憲章義務の遂行から免れないということだけをいっただけであって、両者の不一致が一般的に又はどの程度存在するかについては、何も語っていないからだとしている。<sup>(4)</sup>

オーストリア系の学者の多くは、後述のように、容認説の立場に立っているが、ここでは、まず否認説について、一、二のみに限定して、例示的に確認しておきたい。

まず M. Schweizer の場合でみると、主に憲章第一〇三条（国連加盟国のこの憲章に基く義務と他のいずれかの国際協定に基く義務とが抵触する場合には、この憲章に基く義務が優先する）解釈を基軸にすえて、否認説を展開している。

「憲章の機能的解釈は、少なくとも一方的行為の共同作業によって成立した諸規範を第一〇三条へ包摂する。そのかぎりではオーストリアの中立化諸規範も第一〇三条に包摂されるから、オーストリアを一定の状況において制裁措置へ動員する安保常任理事国の義務は、強行法規として優先する。……」

中立上の義務に対して憲章上の安保常任理事国の義務に与えられる優位は、永世中立上の義務＝その厳守・維持に対して憲章上のオーストリアの義務＝援助義務にも与えられる。」

要するに、ここでは、オーストリアの中立化諸規範（永世中立宣言・中立憲法・国際的承認など）を、「国際協定」に

+ +

包摂しうるものと解するところから、永世中立上の義務に対する憲章上の義務の優越をひきだしている。永世中立国の地位と加盟国の地位は両立しないことになる。だから、安保理が、「非軍事的措置」（四一条）を決定し、その履行義務を永世中立国にも課した場合には、オーストリアは、もはや憲章義務の下位に立つ陸海戦中立諸条約の義務を根拠して、公平の義務を守ることはできない。<sup>(6)</sup>

つぎに、わが国に目を転じて、高野雄一氏に代表して語ってもらおう。

「国際連合のこの集団保障の原則（憲章第一条五項）からすると、従来、といっても完全な意味では国際連盟以前であるが、国際法上戦争に伴って一般に認められた中立国の地位は、国際連合の加盟国には認められないものと思われる。戦争に参加しない国の地位、すなわち交戦国のいずれにも援助を控えかつその双方に公平な態度を維持する中立の地位は、そもそも基本的に集団保障体制とは異なる秩序の上に立ち、右の原則に示される国連加盟国の地位はそれと相容れないと判断されるからである。」<sup>(7)</sup>

氏によれば、ここでいう中立の地位は、フランス代表が含意した「伝統的・厳密な永世中立」<sup>(8)</sup>の地位である。しかしオーストリアの永世中立は、国連に加盟した以上、もはや交戦国の双方に対して公平な態度を維持するような伝統的なものではなく、経済封鎖など非軍事的な強制措置（四一条）に参加すべき義務を負つのであるから、「新しい」タイプのものになるとされる。<sup>(9)</sup>

「軍事的措置」（四一条）への参加については、すべての加盟国に対して「当然には義務とせず、特別協定の締結（四三条）による」<sup>(10)</sup>こととし、しかもすべて加盟国には、これを締結する義務はない。こうしてみると、否認説の憲章解釈からは、すべて加盟国は主権独立国家として平等の地位にあり、永世中立の特殊性・独自性は容認されないといいることが帰結されるのではなからうか（ただし、特別協定を締結しないことによる永世中立の確保は法的に可能）。

## 2 容認説

憲章は、オーストリアの永世中立国が国連に加盟しても、その地位を認め両立すると解釈するものには、概してオーストリアの学者が多い<sup>(11)</sup>。A. Verdross は、政府に大きな影響を与えてきたので、主に彼らの憲章解釈を分析し検討することにした<sup>(12)</sup>。

彼は、オーストリアの国連加盟前後から<sup>(13)</sup>この問題について一貫して扱い、その到達点を、一九七〇年代の『オーストリアの永世中立』(Die immerwährende Neutralität Österreichs 1978) にみることができ、二、三の点に限定してみることにした<sup>(14)</sup>。

(1) 憲章第四三条解釈(軍事的措置への参加問題) Verdross によれば、憲章第四三条による通過の権利の容認をふくむ軍事的強制措置への参加は、安保理と加盟国との「特別協定」による<sup>(15)</sup>。だから、永世中立国としては、「特別協定」を締結しないことも可能だし、安保四大常任理事国としても、その地位を承認した立場からこれを尊重して、締結の要請をしないことも可能だということになる。

しかし、H. Tunk も指摘するように、たしかに、加盟国は、軍事的措置への参加を義務づけられてはいないが、しかしだからといってすべての加盟国が、これを原則的かつ一般的に拒否することはできない<sup>(16)</sup>。それは、憲章のめどず集団安保の根幹にかかわるからである。このように、永世中立国は、「特別協定」を締結すべき法的義務がないのだから、その立場を貫徹させることは可能であるはずである。この点では、否認説も、これを容認するところである<sup>(17)</sup>。

(2) 憲章第四八条解釈(非軍事的強制措置への参加問題) 問題は、憲章上、永世中立国に非軍事的強制措置(四一条)に参加すべき義務があるからである。この点については、憲章四八条解釈は、容認説にとってはカナメの位置をしめている。

+

Verdross は、加盟の直前の段階では、必ずしも十分にはその四八条解釈を展開していない。安保理は、「四八条によれば」この措置への参加を個々に加盟国に免除する権限は持をもつが、これを行使する義務はない。永世中立国に参加義務を免除すべき方法として、「憲章改正」(二〇八条)によるか「安保理の決議」によるかを提案するだけであった。この段階では、まだ彼は、安保理にはオーストリアを参加させない義務があるとまでは解さなかった<sup>(18)</sup>。

この「義務」づけに向って一歩進めたのは、Verdross 説の直後に見解を表明した J. L. Kunz である。

「オーストリアの永世中立は、安保常任理事国およびその他の多くの国家の承認によって国際法上の存在になった。承認は、永世中立を尊重するよう承認国を拘束する。それゆえ、永世中立へのこの尊重は、永世中立国に経済的・軍事的制裁への参加を求めないよう安保理のメンバーを義務つける<sup>(19)</sup>。」

この論議は、直ちに Verdross らによって支持される<sup>(17)</sup>(ただし、安保理のメンバーが個別的にオーストリアの永世中立を「承認」していても、安保理としてオーストリアを強制措置に参加させる決定をなしようと反論する見解もある<sup>(18)</sup>)。そしてさらに Verdross や Zemanek らは、オーストリアは、憲章上のあらゆる義務を負うとする議論や軍事的強制措置のみを免除されるとする Lalive<sup>(20)</sup>の議論等に対して、別の角度から反論を加える。

「この二つの議論は、国連への我々の永世中立国の無条件加盟によって、国連が我々の中立の地位を承認したこと、したがってこの地位にふさわしい特殊な地位を我々の国家に決定的な行為を通して与えたことを無視している<sup>(20)</sup>。」

田岡良二氏が、ことに、オーストリアの国連加盟直後に、これと類似の見解を表明されていたのは注目される。すなわち——国連の組成国はみなオーストリアの憲法規定を知っており、また組成国の一部はこの時すでに公式の承認を与えていたのであるから、もし永世中立は国連組成国としての義務と矛盾すると考えた組成国があったならば、理事会また総会でこの問題は提出されねばならなかった筈であり、もし多数の国がこの考えに賛成したならば、加入の

承認には条件が付せられた筈である。……安保理事会および総会がオーストリアの加入を許可した事実は、「永世中立」と組成国としての義務とは、矛盾しないというこの見解の国際連合としての公式の表示である。<sup>(21)</sup>

このように、オーストリアの永世中立国の国連加盟を、国連が無条件で許可したことについて、これを永世中立にふさわしい特殊な地位を認めたものと解するならば、永世中立と矛盾するとされた憲章「国連創設時の見解」は修正されたことになるのではなからうか。ちなみに、Verdross は、国連憲章を形式のない合意によっても修正しうる国際法上の契約ととらえ、このような合意は、オーストリアの永世中立国の異議のない国連加盟によって成立する<sup>(22)</sup>、と明快に述べている。

(3) 憲章の第一〇三条と第四八条との関連 この両者の関係をめぐっては、(i) 憲章の第一〇三条と四八条のどちらが優先するのか、また(ii) 第一〇三条にかかわっては、憲章上の義務と永世中立上の義務のいずれが優先するか等が議論されてきた。まず、(i) についていえば、オーストリアの学者の間でも見解が分かれている。

Verdross は、一〇三条が憲章義務の優先を規定することを認めたとうえで、なおかつ四八条を重視する。彼によれば、四八条によって、安保理は、一又は複数の国家を強制措置への参加から免除する裁量権をもっている。安保理常任理事国（と他の多くの国）が、オーストリアの永世中立を「承認」し、国連加盟を「承認」したことによって、この裁量権は拘束され、オーストリアに中立違反のことを要請してはならない<sup>(23)</sup>というわけである。また彼は、安保常任理事国の「拒否権」によるオーストリアの不参加にも言及している<sup>(24)</sup>。

これに対して、Emmcora は、拒否権が行使されなければ、オーストリアも一加盟国である以上、強制措置に参加させることは可能であるとする。曰く、「安保理は、具体的ケースごとに、国連加盟国としてのオーストリアの義務（二条五項、二五条、一〇三条）と永世中立の義務とを比較考量し、その実現が世界平和の維持と国際的安全により

+

+

よく役立つ義務を優先させなければならない。しかし、これは、元来、永世中立に政治的に賛成したすべての安保常任理事国が、憲章第四三条（四一条）の措置にも全会一致で賛成するという条件の下でのみ、可能である」<sup>(25)</sup>。

さて、(ii) については、どうか。Verdross のように、安保理にオーストリアを強制措置から除外すべき義務ありとする四八条解釈論に立つならば、憲章上の義務と永世中立上の義務の衝突は生じえないことになる。しかし、この義務の衝突が生ずる場合でも、後者の義務を優先せよとするのがオーストリアでは、少なくとも、八〇年代までは有力説であった。

Zemanek の以下の指摘は、このことを示唆しているようにおもわれる。「中立は、勢力均衡において固有の機能をもち、これらの著者〔Verdross 等〕は、安保理は中立を尊重すべきと感じた。その結果、彼らは、新しい「集団安保」システムが事実において、憲章に置かれたとしても、一〇三条のような諸規定を無効にすることなく、国連加盟国の義務に対して中立のそれを優先させる傾向があった」<sup>(26)</sup>。

要するに、「永世中立の義務」優先論の背景には、国連の集団的安保よりも集団的自衛権（五一条）に基づく軍事同盟の均衡の方が機能している現実があるというところである。Zemanek は、Verdross が集団的安保よりも中立を重視するのは、この現実を反映したものであると正確にみている。

しかし、Kock の場合においては、同じ「永世中立の義務」優先論に立ちながらも、その理由づけは、戦後の第二共和制の成立の歴史に立ち入ったうえで行ない、かなり特徴的なものがある。彼は、ソ連等占領管理国（安保常任理事国）が関心をもったのは、オーストリアの永世中立化であって、その国連加盟による集団的安保体制の強化ではないとしたうえで、こう断言しているからである。

「それゆえ、オーストリアの中立が、一九五五年に形成された体制の第一次的目的であって、国連の集団的安保体制における



オーストリアの協力は、その第二次的目的であるならば、『より低い』義務または付随的な義務から生ずる諸義務は、『より高い』義務または本質的な義務に譲らなければならないことは明らかである。一方におけるオーストリアの中立から生ずる義務と他方における国連加盟から生ずる義務とが衝突した場合には、前者が優先する。<sup>(57)</sup>」

以上、「二」三の論争点をめぐって、否認説と容認説について、若干、紹介し、検討してきたが、オーストリア側は、自国の永世中立という独自性を堅持し擁護し、むしろこれを生かしてこそ国際平和に貢献できるという気概にあふれていた<sup>(58)</sup>という印象を拭いきれない。

- (1) Konrad Ginter, Art. 4. in : Bruno Simma, The Charter of the United Nations A Commentary, 1994, p. 165
- (2) Herbert Franz Koock, A Permanently Neutral State in the Security Council, in : Cornell International Law Journal, Vol. 6, 1973, pp. 155-157
- (3) 高野雄一「国際連合と中立」『中立主義の研究』上二六三頁。入江啓四郎「オーストリアの中立」『中立主義の研究』上二二四頁。石本泰雄「国際連合と中立」『国際連合の研究』第一巻・七〇頁
- (4) Anton Greber, Die dauernde Neutralität und das kollektive Sicherheitssystem der Vereinten Nationen, 1967, S. 87 S. Stadlmeier, Dynamische Interpretation der dauernden Neutralität, 1991, S. 230
- (5) Michael Schweizer, Dauernde Neutralität und europäische Integration, 1997, S. 134f.
- (6) 入江・前掲・二二七頁
- (7) 高野・前掲・二六三頁
- (8) 高野「国際法論法」(新版)一六〇頁
- (9)(10) 高野・同右・一六一頁
- (11) わが国では、代表例として、田岡良一「オーストリアの永世中立」国際法外交雑誌五五巻五号(一九五六年)一一頁以下。
- (12) A. Verdross, Austria's Permanent Neutrality and The United Nations Organization in : 30 Am. J. I. L. 1956 ㊦ H. F. Koock, op. cit., p. 145 ㊦ われわれ、加盟以前に書かれたものである。

+  
+

- (13) Verdross, op. cit., p. 66 Ders, Die immerwährende Neutralität Österreichs, 1978, S. 58
- (14) Helmut Türk, Neutralität und Mitgliedschaft bei den Vereinten Nationen, in : FS Karl Zemanek zum 65. 1994, S. 463
- (15) Karl Zemanek, The Changing International System : A New Look at Collective Security and Permanent Neutrality, in : A. J. P. L. 1991, p. 279
- (16) Josef L. Kunz, Austria's Permanent Neutrality, in : 30 Am. J. I. L. 1956, p. 424
- (17) Verdross, Neutrality within the Framework of the United Nations Organisation, in : Symbolae Verziji, p. 416 Zemanek, op. cit., p. 279
- (18) 石本・前掲論文・七八頁
- (19) J. F. Lalivee, International Organisation and Neutrality, in : BYIL, 1947, S. 72ff.
- (20) Verdross, Die immerwährende, S. 61 Zemanek, Neutral Austria in the United Nations, in : IO, 1961, pp. 413-414
- (21) 田岡・前掲論文・一一一―一一三頁
- (22) Verdross, Die immerwährende, S. 59f.
- (23) Verdross, Österreichs Neutralität ein Beitrag zum Frieden in der Welt, in : H. R. Kleeatsky (Hg.), Die Republik Österreich Gestalt und Funktion Ihrer Verfassung, 1968, S. 298
- (24) Verdross, Neutrality, p. 416
- (25) F. Ermacora, 20 Jahre österreichische Neutralität, 1975, S. 179f.
- (26) Zemanek, The Changing, op. cit., p. 279 Türk, a. a. O. S. 463f.
- (27) Koock, A permanently, op. cit., pp. 151-152
- (28) Verdross, Neutrality, p. 416 ㊦ 永世中立の地位を加盟国の手段としてだけなく、平和を通じてより高次の種類に役付けたことが確認でき、かつ擁護したから、永世中立は出づるべきである。

+

+

## 四 安保理入りの法理論——安保非常任理事国入りと永世中立は両立しうるか

前章では、とりわけオーストリアの国連加盟時において、その永世中立は国連の集团的安保体制と両立しうるのかどうかめぐって展開された学説を少しフォローし検討してきた。国連創設時の見解や通説は消極的である——したがって国連加盟は永世中立の修正ないし放棄を意味する——が、オーストリアでは、逆にフェアドロス理論に象徴されるように、国連において永世中立の地位は国際的な「承認」を媒介に矛盾なく認められる——矛盾するなら、国連加盟は憲章の事実上の改正を意味する——とする積極説が圧倒的であった。

この議論に決着がつかないまま、オーストリア政府は、一七年後の一九七二年に初めて安保非常任理事国入りを果たすことになった<sup>(1)</sup>。この時には、客観的には、永世中立と国連との両立性問題については、加盟時よりも一層、強く論議が起さるべきはずであった。非常任理事国であれ、まさに「国際の平和と安全の維持に対する主要な責任を負」(憲章第二四条)い、強制措置をも決定しうる(第八章)安保理のメンバーになるかどうかの問題だからである。実質的な問題について常任理事国が拒否権を行使せず一致していても、一〇非常任理事国中、四ヶ国がこれに賛成しなければ、決議は成立しない(二七条)のだから、この点でも、やはり非常任理事入りは性格上、決して小さな問題ではなかったはずである<sup>(2)</sup>。

しかし、にもかかわらず、この時には、その割にはあまり論議は起こらなかったようである<sup>(3)</sup>。二、三の文献から、これについて、以下に、法理論として整理し、検討しておきたい。

## 1 否認説

スイスの公法学者の L. Wildhaber は、一九七〇年のオーストリアによる安保理入りの立候補を契機に、その直後に、永世中立国の「安保理入り」を永世中立と集团的安保との関係の問題としてとらえ検討を行っている。結論は、これに消極的な見解を表明するものであったが、彼は、数少ない消極説の代表者の一人である。ここでは、まず簡潔にフォローしておく。

彼は、憲章の分析から永世中立国が国連の強制措置(四一条・四二条)に参加するのは伝統的な中立義務に反することと、しかし、それがその強制措置から遠ざかり中立でいることは憲章上、認められないこと(二条五項、二五条)が、両者が矛盾する場合には憲章義務が優先すること(一〇三条)など<sup>(4)</sup>をオーソドックスにまず明らかにする。その前提のうえに立って、オーストリアの「安保理入り」については、こう評価する

「オーストリアの安保理入りへの立候補は、まことにきわめて厄介な諸問題、とりわけ中立政策上の諸問題を提起する。中立法的にみれば、安保理メンバーとしての永世中立国は、もちろん、個別国家に対して制裁措置をとることに賛成してはならない。しかし、強制措置への資金支出にかんする総会決議への参加もまた中立法的には疑義なしとしない」<sup>(5)</sup>(傍点は原文による強調)。

この見解によれば、オーストリアが、「安保理入り」することは、中立法理論上、不能という結論へ傾斜せざるをえない。ここで、さらにもう一つ注目しておきたいのは、強制措置への財政出動についても、永世中立国がこれを行なうことについて、中立法の観点から、これを問題視していることである。他の箇所では、この点は、より具体的に述べられている。

「総会は、(強制措置等から生じる)経費を加盟国に割り当てる(一七条二項)。しかし、中立国は、戦争当事者を財政的に支援してはならない。国連が、この意味で戦争当事国として考察されるならば、中立国は、強制措置の費用負担に直接寄与してはな

らない。<sup>(6)</sup>

中立法を厳格に堅持する立場からすれば、Wildhaberのこのような見解に到達するのは、むしろ当然であろう。なお、彼がやや詳しく紹介している社会科学者研究チーム『安保理入りへのオーストリアの立候補』（一九七〇年）も、彼と同旨の見解を示しているようである。そこでは、永世中立国が国連のような世界的組織に参加することは認められながらも、安保理は軍事的・政治的指導機関なので、永世中立国がそこに入ることは、自らに要請される抑制や制限的な政治的活動の自由と一致しないことなどが論じられているからである。<sup>(7)</sup>

## 2 容認説

では、オーストリアの永世中立国が「安保理入り」するのを積極的に容認する場合には、いかなる法理論によるのか。否認説の法理論については、1でみてきたとおりであるが、容認説のそれは、法理論としては、必ずしも明確なものようにはみえない。

オーストリアの容認説論者であるKöckにしてもHemdiにしても、まず、安保理のメンバーと永世中立の地位とは、憲章解釈法理上、矛盾するものにとらえているからである。従って、ここまでは、Wildhaberらと同じである。しかし、そこから、先は方向を異にする。

Köckらによれば、東西軍事ブロックの対立によって国連の集団安保システムはすでに破綻したのであるから、安保理において永世中立国は、妥協の仲介者・開拓者としての特殊な役割を果たしうるとする。ちなみに、この「安保理入り」容認の政治論的根拠について、まず確認しておく。

「安保理入り」問題が、国連の二七年間を考えて検討されるなら、東西対立のゆえに、安保理は、今日、集団安保の政策決定機関であるよりはむしろ、政治的議論、仲裁および調停のフォーラムであるという結論に達するであろう。安保理が結論に達するのは、準司法的調査によるのではなく、協議や交渉の複雑な過程に基づく妥協による。それゆえ、安保理の政策は、集団安保の政策と称されず、『集団的中立』の政策と称されてきた。

これらの状況の下で、永世中立国は、安保理においてさえ、平和の使命を遂行しうる。<sup>(8)</sup>

国連の集団安保システムの破綻や構造変化の下では、もはや、永世中立は、国連と矛盾せず、安保理など国連諸機関における積極的活動の妨害物でないどころか、国連の平和維持の絶えざる追求を促進する要因になったとまで位置づけられる。<sup>(9)</sup>

また、このような容認説からは、国連がオーストリアの永世中立国に「安保理入り」を承認したことについてのどのような評価がでてくるのか。総会が、オーストリアを圧倒的多数で非常任理事国に選出したのは、中立と安保理のメンバーとは矛盾しないことを暗黙に認めただけでなく、間接にオーストリアの永世中立の地位を承認したことを意味し、<sup>(10)</sup>その地位はさらに強化されたとか、さらにオーストリアの「安保理入り」は、集団安保によって平和を保障するというサンフランシスコ体制そのものの最終的な崩壊を示すものだ、<sup>(11)</sup>などと積極的な評価がだされた。

国連総会がオーストリアを安保理のメンバーに選出したのは、国連におけるそれのこれまでの積極的活動——とくにPKO活動——<sup>(12)</sup>を評価したからにはかならない。オーストリアが、国連のなかで自己の永世中立の地位を堅持し、その個性を生かし、PKO活動など中立国ならではの独自活動を積極的に展開してきた実績（表1）<sup>(13)</sup>の結果である。<sup>(14)</sup>

オーストリアのような永世中立国の——核問題などにもみられる——<sup>(15)</sup>このような個性を生かした独自の行き方は、我が国にとっても示唆的ではなからうか。オーストリアは、一九六〇年代に改憲までしてPKO活動を展開してきた

表1 PKO に対する人的貢献リスト (1999年12月現在)

順位	国名	人数(名)	順位	国名	人数(名)
1	ポーランド	1,064	26	スウェーデン	149
2	バングラデシュ	900	27	イタリア	142
3	ガーナ	846	28	トーゴ	133
4	インド	799	29	ガボン	127
5	オーストリア	737	30	ブルキナファソ	126
6	アルゼンチン	731	30	チャド	126
7	アイルランド	695	32	オーストラリア	96
8	米 国	692	33	スペイン	94
9	フィジー	645	34	スロヴァキア	92
10	ネパール	643	35	トルコ	91
11	フィンランド	538	36	デンマーク	87
12	英 国	524	37	ブルガリア	86
13	フランス	519	38	ウクライナ	63
14	エジプト	446	39	ポルトガル	56
15	ドイツ	383	40	ルーマニア	53
16	カナダ	380	41	インドネシア	52
17	パキスタン	246	42	ナイジェリア	47
18	コートジヴォワール	234	43	ウルグアイ	46
19	ヨルダン	206	44	日 本	45
20	セネガル	194	45	フィリピン	44
21	ケニア	188	46	ノルウェー	41
22	ハンガリー	177	47	中 国	37
23	マレーシア	175	48	韓 国	32
24	ロシヤ	173	49	スロヴァキア	31
25	オランダ	170	50	ニュージーランド	30

出典) R. ドリフテ = 吉田康彦訳 『国連安保理と日本』 岩波書店・2000年・118頁

が、もちろん、単純にこれを見做すべきだといっているのではない。非武装平和主義憲法をまつ我が被爆国ならではの——核廃絶でイニシアチフをとるなどによる——個性を生かした、国際貢献が求められているのであって、PKO、とりわけその軍事部門への参加はできないからである。

- (1) オーストリアは、一九七〇年の「安保理入り」に初めて立候補したが、果たしえず、一九七一年一月十日から七三年一月十四年任期を終了し、二一八票中一一五票の賛成で選出された。(Kurt Hemdl, Die Mitgliedschaft Österreichs im Sicherheitsrat der Vereinten Nationen (1973/1974, S. 532)⁹)
- (2) H. F. Köck, A Permanently Neutral State in the Security Council, CILJ, 1973, p. 162
- (3) K. Hemdl, a. a. O. S. 546
- (4) L. Wildhaber, Die Mitgliedschaft dauernd neutraler Staaten im UNO Sicherheitsrat, in: OZA, Heft 3, 1971, S. 132
- (5) Wildhaber, a. a. O. S. 140
- (6) Wildhaber, a. a. O. S. 132
- (7) Wildhaber, a. a. O. S. 139f. Sozialwissenschaftlichen Arbeitsgemeinschaft, Die Bewerbung Österreichs um einen Sitz im Sicherheitsrat der Vereinten Nationen, 1970
- (8) Köck, op. cit., p. 162; Hemdl, a. a. O. S. 535
- (9) Hemdl, a. a. O. S. 547f.
- (10) Hemdl, a. a. O. S. 532
- (11) Hemdl, a. a. O. S. 540
- (12) Köck, op. cit., p. 162
- (13) Köck, op. cit., p. 157
- (14) P. Jankowitsch, Österreich im Sicherheitsrat, in: OZA 15 (1975), S. 68. における外務大臣(前座)・Kirchschlägerの演説、及び Kurt Waldheim, Die Rolle Neutralen in den Vereinten Nationen, in: Europa Rundschau, 1980 (2), S. 4. における「国際的治安のための国連の最も重要な活動の中心は、平和維持活動であり、それにより中立国は、特別の役割を果たす、と述べている。

(15) 最近の例でいえば、オーストリアは「非核オーストリアのための連邦憲法」(Bundesverfassungsgesetz für ein atomfreies Österreich BGBl I 1989/149) [キーストは Holoubek (Hg.), Verfassungsrecht, 3A, 2000, S. 343—訳文は、拙稿「オーストリアのEU加盟をめぐる憲法上の諸問題——とくに永世中立との関連で——」鳥大法學二〇〇一年三月三頁]を制定したが、非核三原則法をいまだに制定しない日本とはいちじやく対照的である。

なお、オーストリアは、しばしば中立諸国や非同盟諸国と共同し、アメリカやソ連とは距離をおき、人權の分野などでも国際社会に大きく貢献してきたことについては、Vgl. Peter Jankowitsch, Die Neutralitätspolitik Österreichs und die Vereinten Nationen, in: ÖZPW 1979, S. 341f.

## 五 おわりに

本稿の冒頭で述べた問題意識からオーストリアの「武装」永世中立と我が国の「非軍事」永久平和主義とを改めて対照させてみると、いくつかの相違点が浮び上がる。総括的に一言でいえば、理念的には「非軍事」の方が「武装」より遙かに前進的であるはずであるにもかかわらず、しかしその現実態は、逆であるということである。その意味では、理念どつりに、現実を一步、一步、変え、オーストリア並みに近づけていくことが当面の課題ではなからうか。

オーストリアと日本との相違点について、いくつかをごく簡潔に列挙して、ひとまず本稿をむすんでおきたい。

(1) オーストリアは、国連加盟(一九五五年)直前に永世中立を国家の独立の条件として位置づけ、<sup>(1)</sup>議会でその宣言を行い、その国際的承認を獲得し、加盟に際してはそれを堅持する—Verdrolzらは「このかぎりでは、集団安保は修正された」とみる—姿勢を表明してきたことについては、三でみてきたとおりである。

わが国の場合は、サンフランシスコ条約(一九五一年)とセプトにされた安保条約(同)によって、独立と同時に非同盟・中立化の道が絶たれた。これは、翌年の国連加盟申請書簡の文言(一で既出)にもかかわらず、国連の中で第九条を貫徹しえぬ根源になっているのではなからうか(PKO法はその象徴)。

+

+

(2) オーストリアが、非常任でさえ安保理のメンバーになることには、内外から異論が出されたことについてもみてきた(四)。安保理は、国際平和の維持に主要な責任を負い軍事的諸措置をも決定すべききわめて重要な機関だからである。この経過からみても、オーストリアが、「常任理入り」を望んでいないことは明らかである。

既述の如く、「常任理」になれば、国連軍創設のために兵力提供義務などを負担することになる。そのため、「武装」永世中立国のオーストリアでさえ、「常任理入り」は望んでいないのであって、況んや、「非武装」・非同盟・中立の第九条をもつ日本が、これを望むのは、極端に対照的である。

(3) オーストリアは、国連が平和維持活動を創設して以来、積極的にこれに取り組み、中心的役割を果たしてきたことは周知のとおりである。とりわけ一九六五年に制定されたオーストリア部隊海外派遣憲法法律をはじめ法律制度を整備し、全面的にPKO活動を展開してきている。<sup>(2)</sup>これは、「武装」永世中立国ならではの活動であって、国連憲章第七章が規定した強制措置と同一視されえないこと、平和維持活動は、紛争当事者の合意にのみに基づいて行われることなどを根拠に永世中立に違反しないとするのが通説である。<sup>(4)</sup>

しかし、「非武装」憲法をもつ我が国の場合には、PKOの民生・軍事のいかなる部門であれ、「武装」集団を参加させることは大いに問題視されねばならぬ。

(4) 湾岸戦争(一九九一年)の際、オーストリアが多国籍軍に対して協力したのは、主にその軍用機の領空通過を承認したことである。<sup>(5)</sup>(これは、多国籍軍の軍事行動が国連決議に基づくものであったことによるが、憲章四三三条との関連でなお検討の余地があったのではなからうか)。

しかし、日本は、このとき、多国籍軍、主にアメリカのために一三〇億ドル(国民一人当たり一万円)の戦費を負担した。それだけでなく、在日米軍が日本を後方支援基地として使うことを認めた。戦費としてであれ、後方支援として

であれ、軍事力の行使に日本が加担することは、いつまでもなく、憲法の禁止するところである。

(5) アメリカ主導のNATOによるユーゴ—空爆（一九九九年）の際には、オーストリアと日本の対応は、湾岸戦争時よりも、さらに対照的であった。周知のように、この空爆は、湾岸戦争とちがって、国連決議に基づかず憲章に違反するものであったから、オーストリアは、当然に支援しなかったし、<sup>(6)</sup> 国際的にも強くかつ広範囲に批判された。しかし、日本は、「国連中心主義」をつたいながら、憲章に違反するこの空爆を批判するどころか、「理解」を示し、米軍が、やはり在日米軍基地を後方支援基地として「極東の範囲」（安保第六条）を超えてまで使用することを黙認したことは記憶に新しい。

- (1) 田村廉三「オーストリア国家条約と中立法」ジュリスト・一九五六年六月—五日号・三〇頁
- (2) 松浦一夫「オーストリアにおける国際平和協力のための法制度整備」防衛法研究一五号（一九九一年）・一三—頁以下
- (3) S. Stadlmeier, Dynamische Interpretation der dauernden Neutralität, 1991, S. 259ff.
- (4) F. Ermacora, 20 Jahre Österreichische Neutralität, 1975, S. 176
- (5) S. Stadlmeier, a. a. O., S. 263 ただし、スイスは、この領空通過を認めなかった。詳しくは、拙書『現代スイス憲法の研究』信山社・一九九九年・第四章
- (6) Paul Lufi, Zehn Thesen zur österreichischen Neutralität, in : NZZ, 28. August 2000